

総合型地域スポーツクラブ
希望ヶ丘体育文化振興会 Q & A

Q 1 ・ 希望ヶ丘体育文化振興会の設立の理由と活動内容は？

- A ・ 2002年の学校週五日制導入に際し地域社会としてどのような取組みをすべきか様々な立場にて検討がなされました。この取組みの一つとして、これまで、学校教育の場で主に行ってきた「部活動」等の「子供達の心身の健全な成長や良さを伸ばす活動の場」を地域で受け持つ事が出来ないかが検討され、そして、一つの試みとして子供達の望ましい人間形成を図る事を目的に「希望ヶ丘体育文化振興会」が設立発足しました。

希望ヶ丘体育文化振興会の活動は、チーム力の向上を図る事も大切ですが、それ以上に加入を希望する子供達一人一人が「ここを伸ばしたい」・「これを身につけたい」と願う事を練習で出来るような活動となるよう配慮して運営しています。

Q 2 ・ 振興会の入会対象者と活動日程は？

- A ・ 入会対象者は、酒田一中生徒とその保護者・学区内幼児、小学生・学区住民と当会の趣旨に賛同していただいた方々です。活動場所は酒田一中体育施設です。また、時間帯は、平日の午後7時から9時までと第二・第四土日曜日の午前の部は午前9時から午前12時まで、午後の部は午後1時から午後4時までとしています。

尚、入会に関しましては、指導員等の受入れ態勢が不十分な場合入会をお断りする場合があります。また、上記の時間帯以外での活動を行う場合は、事前に事務局まで「活動申請書」の提出を指導員に義務付けています。

Q 3 ・ 子供達にとって負担にならないでしょうか？

～部活と振興会の二つに所属した場合、今までより活動時間が増え子供達にとって負担になるのでは？～

- A ・ 加入は希望制です。強制は一切ありません。したがって、入会に際しましては「入会案内書」の内容をご覧頂、加入者自身の責任の下、また、未成年者の場合は保護者の許可の下での入会をお願いします。

また、各種目の指導者には時間的な量や質を十分考慮した活動をお願いしていますが、過度な活動が見つけられた場合、会長名にて活動の改善を指導しています。従いまして、負担になる事は無いとは思われますが、充分注意をしたいと思います。

尚、平日の夜間活動がある場合、その種目の部活動はお休みとしています。また、保護者の方の送り迎えをお願いします。

Q 4 ・ 振興会の会費はいくらですか、また、会費の用途は？

- A ・ 一律 5 0 0 円の入会金と中学生以下は 1 , 5 0 0 円の年会費を徴収しています。尚、一般は年会費 2 , 5 0 0 円です。用途は、保険料・各施設使用料・施設補修費・事務費・各種大会補助費・指導員研修費・各種目備品代等に使用します。

Q 5 ・ 振興会の指導者と顧問の先生の関係は？

- A ・ 設立時の趣旨からして当面の間は、部活顧問の指導員登録はしない事になっている為、現在、部活動にて外部コーチとして登録していただいている方を中心に指導員登録をお願いしています。また、年 2 回開催しています部活顧問と振興会指導員との連絡協議会にて連携を図っています。

Q 6 ・ 事故等の補償はどのようになっていますか？

- A ・ 全員よりスポーツ傷害保険に加入していただきます。(年会費より支払)会員の故意又は過失によって別の会員が受傷・死亡した時は、賠償責任保険の最高額一億円を限度として、賠償責任保険から保険金が支給されます。ただし、被害者に過失が存在する場合は、過失の割合に応じて減額して支給されます。会員の本会または、別の会員に対する賠償損害請求権は、上記賠償責任保険の限度額を超えては行使し得ないものとします。また、疾病等による突然死に対しては見舞金として上限 1 6 0 万円まで支給されます。尚、この保険の対象は活動日又は活動申請を事務局に提出した日の自宅から活動場所、そして、自宅までの間なります。原則、送迎に関しては親御さんに限られません。送迎には十分な注意をお願いいたします。(詳しくは山形スポーツ安全保険ホームページをご覧ください。)